

令和元年11月26日

第95回 神戸市個人情報保護審議会

神鉄シニア利用促進パス事業に係る
マイナンバーカードを活用した
購入者情報システムの導入について

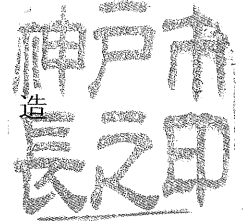
(都市局)

神都計公第 655 号-1

令和元年 11 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神鉄シニア利用促進パス事業に係るマイナンバーカードを活用した
購入者情報システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：都市局計画部公共交通課

神鉄シニア利用促進パス事業に係るマイナンバーカードを活用した
購入者情報システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【神鉄シニア利用促進パス購入者情報】

- ・ 氏名 (漢字・カナ・アルファベット)
- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 購入日時
- ・ 購入場所
- ・ 購入枚数
- ・ 購入方法 (マイナンバーカード・引換券)
- ・ 購入券種 (シーパスワン・シーパスワン plus)
- ・ 購入券の発券番号
- ・ 特記事項 (資格喪失事由、資格喪失日)

神都計公第 655 号・2

令和元年 11 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神鉄シニア利用促進パス事業における
マイナンバーカードの電子証明書照合のための J-Lis 等との結合について
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

担当：都市局計画部公共交通課

神鉄シニア利用促進パス事業における
マイナンバーカードの電子証明書照合のための J-Lis 等との結合について
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

【神鉄シニア利用促進パス購入者情報】

- ・ 氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 特記事項（資格喪失事由、資格喪失日）

神鉄シニア利用促進パス事業に係るマイナンバーカードを活用した 購入者情報システムの導入について

1. 趣旨

平成 27 年度よりシニア層を対象に企画乗車券「神鉄シーパスワン」「神鉄シーパスワン plus」を販売する社会実験を実施しており、平成 30 年度は 40,618 枚、14,138 人の方にご利用いただいている。

現在郵送している販売引換券は、利用者の方が有効期間中失くさずに管理していただく必要があることや、販売に際し、引換券に販売日などを記入するため、時間がかかり待ち時間発生の原因となっている。

また、高齢者の人口増加に伴い対象者へ送付する引換券が年々増加し、事務作業が増加している。

こうした課題に対応するため、販売に際し、現在、健康保険証などの本人確認書類と郵送した販売引換券で行っている本人確認と枚数管理をマイナンバーカードにより一括で行うシステムを導入することで、購入者の利便性と販売事務の軽減を図っていく。

<今後のスケジュール>

令和元年度は、システムを使った実証実験を行い、その効果を検証する。

実証実験は、総務省より業務を受託したシステム事業者が開発したシステムを導入し、市民モニターを募集し、実施する。

令和 2 年度からは、実販売においてシステムを導入する。いまだマイナンバーカードを取得されていない方に対しては、マイナンバーカードに代わり販売引換券による販売も並行して行う。

また、令和 3 年度からマイナンバーカードによる販売へ切替できるよう、マイナンバーカードの普及に努める。

2. 令和 2 年度からの販売概要

(1) マイナンバーカード持参者への販売方法

- ① 販売所にて本事業専用のタブレット端末を利用し、対象者が持参したマイナンバーカードの IC チップから本人が設定したパスワードを入力することで、氏名・住所・生年月日・性別（以下、「基本 4 情報」という。）と電子証明書※1を取得する。
- ② システム事業者の認証基盤を介して J-Lis※2へ電子証明書の照合を行い、本人確認を実施する。
- ③ 取得した情報に ID を発行して紐付け、購入履歴を入力し、販売する。

※ 本件のシステム事業者は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務にかかる法律第17条第1項第6号※3の規定に基づく総務大臣認定事業者である。

(2) 販売引換券持参者への販売方法

- ① 販売所にて本人確認書類で本人確認後、タブレット端末を利用し、対象者が持参した引換券に印字された2次元バーコードを読み取り、2次元バーコードに内蔵した基本4情報を取得する。
- ② 取得した情報にIDを発行して紐付け、購入履歴を入力し、販売する。

3. 令和2年度からの購入者情報の管理

- ① 販売所にてタブレット端末が取得した基本4情報と電子証明書（マイナンバーカードの場合のみ）をシステム事業者の認証基盤へ通知する。
- ② マイナンバーカードによる購入の場合、システム事業者の認証基盤は、電子証明書の有効性確認のためJ-Lisへシリアル番号による照合を行う。有効と確認できると、基本4情報にIDを発行して紐付け、サーバ内に保有するとともに、タブレット端末へ発行したIDを通知する。

引換券による購入の場合、システム事業者の認証基盤は、基本4情報にIDを発行して紐付け、サーバ内に保有するとともに、タブレット端末へ発行したIDを通知する。

- ③ その後、販売所のタブレット端末を利用し、購入券種・購入枚数・購入券の発券番号を入力し、IDと紐付けた購入履歴情報をシーパスワンDBとシーパスワンDB（サブ）へ通知し、データベースの情報を更新する。

2回目以降は、マイナンバーカード、引換券どちらで購入しても、基本4情報による照合を行い、同一人物かどうかの判定を行う。こうした処理を行うことで、購入履歴を蓄積し1人5枚の購入限度枚数まで購入できるようにする。

4. 効果

(1) 利用者の利便性の向上

- ・利用者にとって、引換券を有効期間中なくさずに管理する必要がなくなり、マイナンバーカード1枚で購入できるため、利便性が向上する。
- ・販売した企画乗車券と購入者を紐づけることで、販売した企画乗車券が落し物として警察や駅に届けられ、当局に連絡があった場合には購入者への問い合わせが可能となる。

(2) 事務処理の効率化

- ・今まで手作業で行っていた、引換券の集計作業や引換券に記載された購入情報の入力作業がなくなる。
- ・システムの購入データを活用することにより、購入者の住所地分布、年齢分布、購入枚数等の分析が容易で、本事業の効果を判断する材料とし、今後の公共交通施策の総合調整・立案に活用できる。
- ・販売した企画乗車券と購入者を紐づけることで、不正利用が発覚した場合には原因者を速やかに特定できる。

5. 処理件数

約 2 万人 (予定) (購入者数より予測)

6. スケジュール (予定)

令和元年度 12 月 : 実証実験の実施

令和 2 年 5 月 : 実販売でのシステム導入開始

7. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① 閲覧・検索パソコンへのアクセスについては、神戸市や鉄道事業者の職員証及びパスワードにより個人認証を行う。その上で、システムの操作は関係職員に限定し、担当者ごとに発行された ID による認証を行い、認跡 (ログ) 管理を行う。また、「インターネット VPN (リモートアクセス型) チェックリスト」に基づき、タブレット端末からインターネット VPN へのアクセスは、クライアント証明書を適用し、タブレット端末ごとのパスワードにより認証を行う。その上で、システムの操作は販売関係者 (駅員や販売業務受託事業者) に限定する。
- ② 個人情報に係るデータについては、タブレット端末や閲覧検索パソコンに保存せず、外部クラウドサービスに設置するシーパスワン DB (サブ) に保存し、サーバで一括管理する。外部クラウドサービスは、セキュリティレベルが確保できるものを利用する。
- ③ タブレット端末とサーバ間、タブレット端末とシステム事業者の認証基盤間は L2TP/IPSec-VPN※4 を用いるとともに、シーパスワン DB とシーパスワン DB (サブ) のインターネット公開サーバ間は専用線を用いて、情報のやり取りを行う。
また、個人情報の閲覧を行う神戸市の閲覧検索パソコンとシーパスワン DB (サブ)

間は LGWAN※5 ネットワーク上の LGWAN-ASP サービスを利用することでセキュリティ性を高め、データを保持するゲートウェイサーバを直接閲覧するのではなく、LGWAN 公開サーバを介して閲覧する。

さらに、システム事業者の認証基盤との接続にあたっては、FireWall、ルータにより接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルス等に感染することを防止する。

- ④ タブレット端末や閲覧検索パソコンにはコンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピュータウイルス等に感染することを防止する。

(2) 運用上の保護

- ① 閲覧・検索パソコンへのアクセスにかかるパスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- ② 担当者ごとに発効された ID やタブレット端末ごとに発行されたパスワードについては管理を厳重に行う。
- ③ 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体は記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。
- ④ 保存年限を経過した帳票は、シュレッターや溶融処理等確実かつ速やかに廃棄する。
- ⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修および指導を行うとともに、個人情報の適正管理についての点検を行う。

(3) 外部委託にかかる個人情報の保護

業務の外部委託については、個人情報の保護及び情報セキュリティの遵守を定めた委託契約約款に基づき、個人情報の保護について厳格に管理する。

- ① 委託先に提供し、保有する必要のなくなった個人情報は、速やかにデータを消去し、データシュレッター処理などの方法で、記録の内容を復元できない状態にして廃棄することを義務付ける。
- ② 販売所に設置する購入補助申請システム AP は、覗き見防止シートを画面に貼り付け、覗き見防止の措置を講じる。

【参考】

現在の神鉄シニア利用促進パス事業の概要

- ・ 対象者： 市内在住の 70 歳以上の方
- ・ 券種： 有効期間内で 10 日分フリーパスとなる企画乗車券
- ・ 有効期間：
 - 神鉄シーパスワン：神戸電鉄全線（神戸高速線「湊川～新開地」除く）
 - 神鉄シーパスワン plus:神戸電鉄線・神戸高速線全線（阪神神戸三宮駅を含む）
- ・ 販売額： 神鉄シーパスワン：1 枚 3,500 円
神鉄シーパスワン plus:1 枚 5,700 円
- ・ 有効期間： 販売開始日から 1 年間
- ・ 事業開始年度： 平成 27 年度
- ・ 販売方法： ① 対象者に、住民基本台帳からデータ提供を受けて氏名・住所コード・年齢コード・発行番号を記載した販売引換券（兼交付申請書）を送付する。【市民参画推進局参画推進部区政振興課平成 27 年 3 月 17 日 9 条諮問】
② 販売所にて、本人確認書類で本人確認後、販売引換券と引き換えに企画乗車券を販売する。

【注釈説明】

※1 電子証明書

オンラインで申請や届出といった行政手続などやインターネットにログインを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認手段で、電子的な身分証明書。マイナンバーカードの IC チップに格納されている①署名用電子証明書と②利用者証明用電子証明書の 2 つの証明書のこと。

①署名用電子証明書とは、インターネットなどで電子申請や電子文書を作成・送信するときになりすましやデータの改ざんがないことを証明する。利用者情報は、署名用発行番号、署名用公開鍵、有効期限、基本 4 情報。利用には申請時に設定した 6～16 桁の英数字のパスワードが必要。

②利用者証明書用電子証明書とは、マイナポータルなどの各種 Web システムや、KIOSK 端末などにログインするとき本人であることを証明する。利用者情報は、利用者証明書用発行番号、利用者証明用公開鍵、有効期限。利用には申請時に設定した 4 桁の数字のパスワードが必要。

※2 地方公共団体情報システム機構(J-Lis)

マイナンバーカードの発行申請者に対して、電子証明書を発行している機構。

発行した電子証明書の有効性を検証するサービスを提供している。

※3 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務にかかる法律第17条第1項第6号

署名利用者から通知された電子署名情報について確認するため、機構に対して署名用電子証明書失効情報の提供を求めることができる者を制限するとともに、提供を求めることができる者もあらかじめ、機構に対し、届出をしなければならないと規定している。なお、本件のシステム事業者は「署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったこと又は利用者証明利用者が行った電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったことの確認を政令で定める基準に適合して行うことができるものとして総務大臣が認定するもの」に当たる。

※4 L2TP/IPSec-VPN

L2TP (Layer Two Tunneling Protocol) は、ネットワーク間での VPN (Virtual Private Network・・・拠点間の接続に専用線ではなく、インターネットや通信業者が持つ公衆回線を使う通信技術) 接続を実現するトンネリングプロトコルのこと。

L2TP 自体は暗号化の仕組みを持たないが、L2TP/IPSec-VPN は、L2TP と IPsec を併用することでデータの機密性や完全性を確保した VPN 接続を実現する。

※5 LGWAN

都道府県や市区町村の地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワークで、インターネットから切り離された閉域ネットワークである。地方公共団体情報システム機構 (J-Lis) が運営している。

マイナンバーカードを活用した購入者情報システム構成図(令和2年度以降)

別図

